

平成24年度政策評価

福祉・年金 WG 分野のモニタリング結果報告書等

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅶ-2-1))

施策目標名	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること(施策目標Ⅶ-2-1)							
施策の概要	本施策は、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図るために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣及び国土交通大臣は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定する ・都道府県は、必要に応じて当該施策を実施するための計画を策定する ・国は、ホームレスの自立支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行うこととされています。 <p>○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法は平成24年8月に効力を失うこととされていましたが、ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、有効期限を5年延長しました。</p> <p>○社会福祉法(昭和26年法律第45号)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会福祉協議会に、運営適正化委員会を設置する ・運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、苦情に係る事情の調査等を行う ・利用者の処遇に関して不当な行為が行われているおそれがあると認められるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知することとされています。 							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項)地域福祉推進費 (一部) [平成24年度予算額:242億円] (目)セーフティネット支援対策等事業費補助金</p> <p>(項)東日本大震災復旧・復興地域福祉推進費 (一部) [平成23年度補正予算額:384億円] (目)緊急雇用創出事業臨時特例交付金(※注1)</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の 状況 (千円) ※金額は すべて内 数	当初予算(a)	19,500,000	21,000,000	24,000,000	20,000,000	23,723,800	
		補正予算(b)	31,300,000	111,353,880	0	25,676,553	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	50,800,000	132,353,880	24,000,000	45,676,553		
	執行額(千円、d)		49,505,791	131,513,749	23,195,278	40,516,234		
	執行率(%、d/(a+b+c))		97.5%	99.4%	96.6%	88.7%		
(※注1)ホームレス対策事業については、緊急雇用創出事業臨時特例交付金として、平成21年度補正予算に70,000百万円の内数、平成22年度補正予算に60,000百万円の内数及び平成23年度補正予算に36,727百万円の内数を計上しています。								
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)					

測定指標	指標1 全国のホームレスの数(人)	基準値	実績値				目標値	
		23年	20年	21年	22年	23年	24年	毎年
		10,890	16,018	15,759	13,124	10,890		前年以下
	年度ごとの目標値			前年以下	前年以下	前年以下	前年以下	
	指標2 ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉制度等の利用により退所した者の割合(%)	基準値	実績値				目標値	
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		69	58	70	69	集計中		60%以上
	年度ごとの目標値			60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	
	指標3 福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合(%)	基準値	実績値				目標値	
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
97.1		96.6	95.9	97.1	集計中		95%以上	
		95%以上	95%以上	95%以上	95%以上			

指標4	日常生活自立支援事業の新規契約締結件数(件)	基準値	実績値				目標値	
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		10,346	9,142	9,434	10,346	集計中		前年度以上
		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上		—	

参考・関連資料等	<p>○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 URL: http://kensaku.kudan.hq.admix.go.jp/SOUMU/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%83%7a%81%5b%83%80%83%8c%83%58&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENG O=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H14HO105&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1</p> <p>○社会福祉法 URL: http://kensaku.kudan.hq.admix.go.jp/SOUMU/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8e%d0%89%ef%95%9f%8e%83%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENG O=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S26HO045&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1</p> <p>○ホームレス対策について URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless.html</p> <p>○日常生活自立支援事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/chiiki-fukusi-yougo.html</p> <p>○平成23年行政事業レビューシート(ホームレス実態調査) URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0387.pdf</p> <p>○平成23年行政事業レビューシート(セーフティネット支援対策等事業費補助金) URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0382.pdf</p> <p>○ホームレスの実態に関する全国調査検討会(平成24年1月調査) URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000almx.html</p>
----------	--

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	地域福祉課長 矢田宏人 (注)指標3については、福祉基盤課長 定塚由美子	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	--------	--------	---	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅶ-3-1))

施策目標名	災害に際し応急的な支援を実施すること(施策目標Ⅶ-3-1)							
施策の概要	本施策は、災害時の被災者等に対し適切な福祉サービスを提供するために行っています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	災害救助法(昭和22年法律第118号)により、国は災害に対して、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることとされています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)災害救助法等に必要な経費(一部) 「災害救助法」に基づき、都道府県が支弁する応急救助費の一部負担 [平成24年度予算額:一般会計 2億円、復興特別会計 494億円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	201,500	201,500	201,500	201,500	49,556,632	
		補正予算(b)	109,987	242,934	0	394,532,713		
		繰越し等(c)			30,200,010	63,191,154		
		合計(a+b+c)	311,487	444,434	30,401,510	457,925,367	49,556,632	
	執行額(千円、d)	292,470	407,494	30,401,509	457,925,367			
	執行率(%、d/(a+b+c))	94%	92%	100%	100%			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	野田総理就任記者会見	平成23年9月2日		(前略) この震災の復旧・復興、これまでも政権として全力で取り組んでまいりました。しかし、 仮設住宅の建設 であるとか、がれきの撤去、あるいは被災者の生活支援、一生懸命取り組んでおりますけれども、まだ不十分というご指摘も頂いております。こうした声をしっかり踏まえながら、復旧・復興の作業を加速化させていくということが、 私どもの最大の使命である というふうに思います。(後略)				
測定指標	指標1 災害が発生し又は発生するおそれが生じ、災害救助法が適用された場合における避難所の設置状況	基準値	実績値				目標値	
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		-	100%	100%	100%	100%		100%
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%		
	指標2 被害が発生してから避難所が設置されるまでの時間	基準値	実績値				目標値	
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		-	-	-	-	集計中		-
年度ごとの目標値		-	-	-	-			
参考・関連資料等	<p>関連法令:災害救助法(昭和22年法律第118号) http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=horei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1622</p> <p>平成23年度行政事業レビュー(災害救助費等負担金) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0388.pdf</p>							
担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	総務課災害救助・救援対策室長 西川 隆久	政策評価実施時期	平成24年6月			

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅶ-4-1))

施策目標名	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること((施策目標Ⅶ-4-1))							
施策の概要	本施策は、福祉・介護に従事する人材を養成し、利用者への福祉サービス基盤を整備するため実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	人口減少社会を迎え、将来的な労働人口の減少が見込まれる一方で、介護が必要となる高齢者の増加が見込まれます。そのため、質の高い介護人材を安定的に確保することが重要な課題となっています。このような観点から、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進し、その定着を図るため、修学資金貸付事業を実施しています。この事業は、社会福祉士及び介護福祉士養成施設等の学生に対し、在学期間中、修学資金の貸付を行い、卒業後に5年間介護等の業務に従事すれば、返還を免除するもので、都道府県が実施主体となっています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)地域福祉推進費 (一部) [平成24年度予算額: 242億円] (目)セーフティネット支援対策等事業費補助金							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の 状況 (千円) ※金額は すべて内 数	当初予算(a)	19,500,000	21,000,000	24,000,000	20,000,000	23,723,800	
		補正予算(b)	31,300,000	111,353,880	0	25,676,553	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	50,800,000	132,353,880	24,000,000	45,676,553	23,723,800	
	執行額(千円、d)	49,505,000	131,519,000	23,195,278	集計中			
執行率(%、d/(a+b+c))	97.5%	99.4%	96.6%	集計中				
施策に関する内閣の重要 政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 介護福祉士就業者数	基準値	実績値				目標値	
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
			476,246	536,574	集計中	集計中		前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上		
	指標2 社会福祉士就業者数	基準値	実績値				目標値	
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		24,308	24,224	集計中	集計中		前年度以上	
年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上			

参考・関連資料等	<p>・関連法令(下記検索サイトから検索できます) (通知)介護福祉士等修学資金の貸付けについて(平成5年5月31日厚生省社援発164号) (通知)介護福祉士等修学資金貸付制度の運営について(平成5年5月31日社援施第69号) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/</p> <p>・平成23年行政事業レビューシート(「セーフティネット支援対策等事業費補助金」) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0382.pdf</p>
----------	--

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	福祉基盤課長 定塚 由美子	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	--------	--------	------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅶ-5-1))

施策目標名	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと(施策目標Ⅶ-5-1)							
施策の概要	本施策は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく援護を迅速かつ適切に行うとともに、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えるために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>昭和27年より、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、公務死亡又は傷病を負った軍人、軍属及び準軍属に対して、障害年金(一時金を含む)並びにその遺族に対する遺族年金(一時金を含む)、遺族給与金又は弔慰金の支給を行っているほか、昭和38年より、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、戦没者等の遺族等に対して国として特別の慰藉、弔慰のための支給を行っています。</p> <p>昭和館は、戦没者遺児を始めとする戦没者遺族が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴史的情報を収集し、保存することにより、後世代にその労苦を知る機会を提供することを目的として平成11年3月に開設された施設です。</p> <p>しょうけい館は、戦傷病者が戦地で体験した労苦並びに戦傷病者及びその妻が体験した戦中・戦後の労苦を後世代に伝えることを目的として平成18年3月に開設された施設です。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)遺族及留守家族等援護費(全部)[平成24年度予算額:24,836,038千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	42,275,443	37,292,538	32,991,682	28,754,086	24,836,038	
		補正予算(b)	-11,794	-7,826	-7,065	-463,283		
		繰越し等(c)	-121,920	3,711	89,672	-360,041	437,374	
		合計(a+b+c)	42,141,729	37,288,423	33,074,289	27,930,762	25,273,412	
	執行額(千円、d)	40,082,282	35,511,894	31,266,841	27,289,252			
執行率(%、d/(a+b+c))	95%	95%	95%	98%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 援護年金及び弔慰金について、全受理件数のうち、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		-	69.9%	77.9%	92.6%	93.3%(※)		92.6%以上
		年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	92.6%以上	
	指標2 昭和館の入館者数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		-	279,151	266,579	265,092	244,319		前年度以上
		年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	指標3 しょうけい館の入館者数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		-	136,714	114,514	133,556	122,378		前年度以上
		年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	

<p>参考・関連資料等</p>	<p>(※)当該指標は、評価対象年度に受理したもののうち、受理後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合としています。平成23年度の数値については、平成23年度に受け付けた請求のうち、評価可能なもの(平成23年11月までに受付を行ったもの)により算出しています。年度を通しての数値については、平成24年10月を目途に取りまとめ予定です。</p> <p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0411.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0412.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0413.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0414.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0415.pdf 「戦傷病者及び戦没者遺族への援護」について URL: http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido03/index.html 昭和館HP URL: http://www.showakan.go.jp/ しょうけい館HP URL: http://www.shokeikan.go.jp/</p>
-----------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>社会・援護局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>援護課長 峯村芳樹</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年6月</p>
--------------	---------------	---------------	------------------	-----------------	----------------

戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝える施策については、社会・援護局援護企画課長 須田康幸

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅶ-5-2))

施策目標名	戦没者の遺骨の帰還等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉する(施策目標Ⅶ-5-2)							
施策の概要	本施策は、戦没者の遺骨の帰還及びDNA鑑定による身元確認を迅速かつ適切に行うとともに、旧主要戦域等で、慰霊巡拝、慰霊碑の維持管理等を適切に行うために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨の帰還等の迅速かつ適切な実施、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施及び慰霊碑の適切な維持管理等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省設置法(平成11年法律第97号) 「米国管理地域における戦没者の遺骨の送還慰霊等に関する件」(昭和27年10月23日閣議了解) 衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会における海外諸地域等に残存する戦没者遺骨の収集及び送還等に関する決議(昭和27年6月16日) 							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)戦没者慰霊事業費(全部)[平成24年度予算額:2,033,789千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	973,383	1,039,483	1,402,206	2,233,658	2,033,789	—
		補正予算(b)	-345	0	638,364	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	-632,064	198,624	433,440	
		合計(a+b+c)	973,038	1,039,483	1,408,506	2,432,282	2,467,229	
	執行額(千円、d)	952,133	1,005,537	1,184,278	1,143,568			
執行率(%、d/(a+b+c))	98%	97%	84%	47%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	第177回国会での菅内閣総理大臣施政方針演説		平成23年1月24日		硫黄島遺骨帰還の特命チームは、四年前に硫黄島を訪問して以来、温めてきた構想でした。国内であるにもかかわらず、硫黄島には今も一万二千柱もの御遺骨が収容されずに眠っています。その御帰還は国の責務として進めなければなりません。特命チームが米国で大量の資料を調べ、御遺族や関係者の御協力をいただいた結果、新たな集団埋葬地を見付けることができました。			

測定指標	指標1 慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		—	—	—	—	81%		85%以上
	年度ごとの目標値		—	—	—	85%以上		
	指標2 遺骨収容又は送還を行った地域数	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
—		8	13	13	11		過去3年の平均地域数以上	
年度ごとの目標値		—	—	—	過去3年の平均地域数以上			

	指標3 慰霊碑の維持管理等実施地域数	基準値	実績値					目標
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		—	24	25	26	26	/	前年度に比べ地域数を増加
	/	—	—	—	前年度に比べ地域数を増加	/	/	
	【参考】指標4 遺骨帰還事業の実施数(回)	実績値						
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		—	27	23	44	51	58	—
	【参考】指標5 収容遺骨数(柱)	実績値						
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		—	760	2,038	8,965	8,097	1,983	—
	【参考】指標6 慰霊巡拝実施数(回)	実績値						
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		—	12	14	12	14	13	—

参考・関連資料等	戦没者慰霊事業の実施 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/seido01/ 硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム URL: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ioutou/ 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0416.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0417.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0418.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0419.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0420.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0421.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0422.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0423.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0065.pdf
----------	---

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	援護企画課外事室長 山口 昌巳	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	--------	--------	--------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅶ-5-3))

施策目標名	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援する(施策目標Ⅶ-5-3)							
施策の概要	本施策は、中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	中国残留邦人等の永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立援護を行います。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)中国残留邦人等支援事業費 (全部) [平成24年度予算額:1,750,574千円] (項)地域福祉推進費 (一部) [平成24年度予算額:23,723,800千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,960,609	1,965,498	2,088,384	1,870,836	1,750,574	
		補正予算(b)	0	183,819	0	0	0	
		繰越し等(c)	6,052,447	0	-195,108	-59,176	254,284	
		合計(a+b+c)	8,013,056	2,149,317	1,893,276	1,811,660	2,004,858	
	執行額(千円、d)	7,715,251	2,020,676	1,684,523	1,723,468			
執行率(%、d/(a+b+c))	96%	94%	89%	95%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数(件)	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		-	6,848	7,804	9,787	集計中		前年度以上
	年度ごとの目標値		-	-	-	前年度以上		
	指標2 支援給付実地監査実施割合(支援給付実地監査実施数/支援給付実施監査対象自治体数)(%)	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		-	-	18.5	31	27.3		25
	年度ごとの目標値		-	25	25	25		
	指標3 支援・相談員等の配置割合(配置自治体数/支援給付を受給する中国残留邦人等が居住する自治体数)(%)	基準値	実績値					目標
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		-	90.8	94.9	91.5	集計中		前年度以上
			-	前年度以上	前年度以上	前年度以上		
	【参考】指標4 中国残留邦人等の帰国世帯数(世帯)	実績値						
		-	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		-	22	28	22	18	10	-
	【参考】指標5 中国帰国者支援・交流センターにおける日本語教室の受講者数(人)	実績値						
		-	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		-	18,194	25,944	26,979	24,512	集計中	-
【参考】指標6 地域生活支援事業の自治体の実施率(実施自治体数/中国残留邦人等が居住する自治体数)(%)	実績値							
	-	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-	
	-	-	81.5	92.5	95.2	集計中	-	

参考・関連資料等	<p>関連法令 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) (右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 中国残留邦人等への援護 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/seido02/ 中国残留邦人等実態調査 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/101029-01.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0380.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0424.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0425.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0426.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0427.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0428.pdf</p>
----------	--

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	援護企画課 中国孤児等対策室長	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	--------	--------	--------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅶ-5-4))

施策目標名	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること(施策目標Ⅶ-5-4)							
施策の概要	本施策は、旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管するとともに、恩給請求書の進達及び履歴証明を迅速かつ適切に行うために実施しています。							
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)及び関連規程に基づき、旧陸海軍から引き継いだ人事関係資料を適切に整備保管するものです。 また、恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号)により、恩給を請求する者は厚生労働省を経由して総務省人事・恩給局に恩給請求関係書類を提出することとされており、請求書類の経由庁として迅速かつ適切に処理を行うものです。							
予算書との関係・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)恩給進達等実施費:恩給推達及び人事資料の保管等に必要な経費(全部) [平成24年度予算額:424,353千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	247,276	290,201	364,395	309,855	424,353	
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	247,276	290,201	364,395	309,855	424,353	
	執行額(千円、d)	233,084	286,236	350,115	272,264			
執行率(%、d/(a+b+c))	94%	99%	96%	88%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍功績調査表等約2400万件のうちデータベース化したものの割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度
		-	-	-	-	20		100
		年度ごとの目標値		-	-	-	20	
	指標2 恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		-	100	100	100	100		100
		年度ごとの目標値		100	100	100	100	
	指標3 旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合	基準値	実績値					目標
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		-	99.5	100.0	100.0	100.0		100
		年度ごとの目標値		-	前年度以上	前年度以上	100	
	指標4 ソ連抑留中死亡者のうち、名簿の提供はあったが情報不足により特定できていない約8千件について調査したものの割合	基準値	実績値					目標
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度
		-	-	-	-	20		100
		年度ごとの目標値		-	-	-	20	

参考・関連資料等	公文書等の管理に関する法律 URL: http://law.e-gov.go.jp/announce/H21HO066.html 恩給給与細則 URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S28/S28F03101000067.html 関連事業の行政事業レビューシート 人事関係等資料整備事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/472a.pdf 旧軍人遺族等恩給進達事務事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/474a.pdf 未帰還者実態調査事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0431.pdf 戦没者叙勲等の推進事務 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0433.pdf
----------	---

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	業務課長 齋藤恭一	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	--------	--------	-----------	----------	---------

実績評価書

(厚生労働省24(Ⅷ-1-1))

施策目標名	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備する(施策目標Ⅷ-1-1)							
施策の概要	本施策は、障害者の地域における生活を支援するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>社会の中で持てる能力を発揮して暮らすことは、障害の有無を問わず誰にとっても大切なことです。障害保健福祉の考え方が「施設での保護」から「地域での自立支援」へと変わり、施策面においても、障害者が地域で自立した生活を営むことができるように、地域移行の推進や就労支援に関連する施策の拡充が図られています。</p> <p>【根拠法令、関連計画等】</p> <p>○障害者の地域移行の推進や就労支援の強化など、障害者が地域で自立した生活を営むことのできる社会を目指すことを目的とする「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」(※同法律は、平成22年12月に一部改正)</p> <p>○同法第87条で定める基本指針に基づき、地方自治体が定める「障害福祉サービスの提供体制確保その他障害者自立支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画」(障害福祉計画)</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項)社会福祉施設整備費(一部) [平成24年度予算額:6,100,000千円] (目)社会福祉施設等施設整備費補助金</p> <p>(項)障害保健福祉費(一部) [平成24年度予算額:828,310,752千円] (目)障害程度区分認定等事業費補助金 (目)障害者自立支援給付費負担金 (目)精神保健対策費補助金 (目)地域生活支援事業費補助金</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	577,697,970	596,016,797	656,259,799	716,466,957	834,410,752	
		補正予算(b)	▲ 18,981,732	1,000,000	102,913	3,807,889		
		繰越し等(c)	6,782,844	3,269,426	6,229,039			
		合計(a+b+c)	572,281,926	603,555,649	668,820,790			
	執行額(千円、d)		515,632,886	588,099,178	647,002,659			
執行率(%、d/(a+b+c))		90.10	97.44	96.74				
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(公布)		平成22年12月10日		<ul style="list-style-type: none"> ●利用者負担の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・応能負担を法律上明確化 等 ●障害者の範囲の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害が同法の対象となることを明確化 ●相談支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の強化 等 ●障害児支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法を基本として身近な地域での支援の充実 等 ●地域における自立した生活のための支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設 ・重度の視覚障害者の移動を支援するサービス(同行援護)の創設 			
	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(公布)		平成24年6月27日		<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の範囲に「難病等」を追加 ●障害者に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護の対象拡大 ・ケアホームとグループホームの一元化 等 ●サービス基盤の計画的整備 <ul style="list-style-type: none"> ・基本指針、障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化 			

測定指標	指標1 福祉施設入所者の地域生活 への移行者数	基準値	実績値(万人)					目標値
		17年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		14.6	1.4	1.9	2.4	集計中		4.4以上
	年度ごとの目標値			-	-	-	-	
	指標2 統合失調症の入院患者数	基準値	実績値(万人)					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
18.5		18.5	-	-	-		15	
年度ごとの目標値			-	-	-	-		

指標3 グループホーム・ケアホームの 月間の利用者数	基準値	実績値(万人)					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	—	4.8	5.6	6.3	集計中		
年度ごとの目標値		—	—	—	—		
指標4 一般就労への年間移行者数	基準値	実績値(人)					目標値
	17年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
	2,000	3,376	3,960	4,610	集計中		8,000以上
年度ごとの目標値		—	—	—	—		
指標5 就労継続支援B型等の 平均工賃月額(※)	基準値	実績値(円)					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
	—	12,587	12,695	13,079	集計中		集計中
年度ごとの目標値		—	—	—	—		
指標6 就労移行支援の利用者数	基準値	実績値(万人/日)					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	—	29.8	36.5	36.7	集計中		
年度ごとの目標値		—	—	—	—		
指標7 就労継続支援A型の利用者数	基準値	実績値(万人/日)					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	—	12.4	18.2	25.9	集計中		
年度ごとの目標値		—	—	—	—		
【参考】指標8 障害福祉サービスの予算額		実績値(億円)					
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	—	5,345	5,512	6,160	6,787		

※指標5については、平成23年度までは「工賃倍増5か年計画(H19～H23)」の実績値を記載している。

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	障害者の地域生活を支援するにあたっては、住まいの場や就労支援の充実、必要な障害福祉サービスの提供基盤の強化を進めており、また障害者自立支援法に変わる新たな法律においても、切れ目のない継続した地域生活の支援拡充を図ることとしております。代表的な指標1「福祉施設入所者の地域生活への移行者数」でも、第2期障害福祉計画(H21～H23)において、各自治体が定めた目標値2.1万人を達成しており、本施策が有効であると評価できます。
	効率性の評価	障害福祉サービスに係る予算については、サービス利用量の伸びを反映させ、また障害者の地域移行・地域生活支援のための施策や制度の改正等に伴い、近年は毎年10%を超える伸びとなっておりますが、その執行率については99%以上となっております。地域の障害者へのサービスの提供については、障害の特性や程度に応じた必要なサービスを身近な市町村等において支給決定しているため、適切な執行であるといえます。各指標においても実績値は着実な伸びを示していることから、施策が効率的に実施されていると評価できます。
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	<p>【現状分析】</p> <p>平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、障害者の地域生活に必要な障害福祉サービスの提供体制の整備や就労支援等が進められており、その実利用者数や利用実績が伸びていることは、施策目標について前進していると評価できます。これまでの取組みを後退させず、また引き続き支援の充実を図っていくため、地域における障害者の心身の状況や、その置かれている環境等についてより正確に把握するよう努めていくことが必要であると考えます。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>障害保健福祉施策については、平成23年7月に障害者基本法の一部改正が成立し、同年8月には障がい者制度改革推進会議総合部会において「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の骨格提言」がまとめられました。これらを踏まえ、地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実など障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、第180回国会で「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。この法律では、障害福祉計画の定期的な検証や見直しについて法定化しており、各自治体が計画を作成する際、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化しています。こうした法律による対応に加え、報酬や予算、運用等の政策手段を組み合わせることで障害者施策の充実に取り組んでいくこととしています。</p>

評価結果の政策への 反映の方向性	予算について	
	税制改正要望について	
	機構・定員について	

学識経験を有する者の知 見の活用	
---------------------	--

参考・関連資料等	<p>○関連法令(厚生労働省法令等データベースサービス) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/</p> <p>○障害福祉サービス等(サービスの概要、障害福祉計画等) URL: http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/service/index.html</p> <p>○統計情報(サービスの利用状況、地域生活支援事業の実施状況等) URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/toukei/</p> <p>○障害者福祉施策の見直しについて URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/toukei/</p> <p>○関連事業の行政事業レビュー URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/09.html (事業番号: 0410、0434~0436、0438~0443、0445~0447、0449~0451、0453~0469、0471~0473、0574、0576、0868、0870、0871、0874~0876、0877)</p> <p>URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/09.html (事業番号: 0036、0066、0067)</p> <p>URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h24_gyousei_review_sheet/09.html (事業番号: 0052~0055)</p>
----------	---

担当部局名	社会・援護局 障害保健福祉部	作成責任者名	企画課長 中島 誠	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-------------------	--------	-----------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(区-1-2))

施策目標名	公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること(施策目標区-1-2)							
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施しています。 ・年金記録問題の解決に向けた取組を進めること ・公的年金制度の適正な事業運営を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>政府管掌年金事業(厚生年金保険事業及び国民年金事業)については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされており、同法に基づき、厚生労働大臣が定める日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)において、年金記録問題への対応をはじめとして、提供するサービスの質の向上、業務運営の効率化等に関する事項に基づき取組を行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金(厚生年金保険制度及び国民年金制度)に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としています。</p> <p>【根拠法令等】 ○ 日本年金機構法(平成19年法律第109号) ○ 日本年金機構中期目標(期間:平成22年1月1日～平成26年3月31日) 等</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項)業務取扱費(全部) [平成24年度予算額:40,312,379千円] (項)社会保険オンラインシステム費(全部) [平成24年度予算額:56,837,217千円] (項)日本年金機構運営費(全部) [平成24年度予算額:337,521,057千円]</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	#####	433,355,886	#####	451,260,040	#####	
		補正予算(b)	20,892,116	48,672,890	0	1,348,811	0	
		繰越し等(c)	25,166,973	27,581,783	7,411,234	26	0	
		合計(a+b+c)	#####	509,610,559	#####	452,608,877	#####	
	執行額(千円、d)		#####	438,707,101	#####			
執行率(%、d/(a+b+c))		85.6%	86.1%	95.7%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	・第180通常国会 大臣所信表明			・平成24年3月2日		・年金記録問題については、紙台帳とコンピューター記録の突き合わせを進めるとともに、ねんきんネットの充実などにより、いつでも手軽に年金記録を確認できる取り組みなどを進める。		

測定指標		基準値	実績値					目標値
		-年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
指標1 年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明の状況		-	-	未解明事案について実態解明を進めるため、日本年金機構による各種サンプル調査等の実施に当たって連携を図るとともに、その結果を基に新たな年金記録回復基準の検討を行いました。	年金記録回復委員会のご審議もいただきながら、平成22年4月に脱退手当金事案に関する新たな年金記録回復基準を策定するとともに、未解明事案について実態解明を進めるため、各種サンプル調査等を実施し、その結果を基に新たな年金記録回復基準の検討を行いました。	未解明事案についての実態解明・各種サンプル調査等の実施などを通じて、未解明事案についての実態解明を進めました。また、未統合となっている厚生年金記録のうち10,000件のサンプルを抽出し、事業所(業種)の分析を行うとともに、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ作業に		年金記録問題に関する未解明事案について、引き続き未統合記録等の分析を行うなど、実態の解明作業を進めます。
	年度ごとの目標値		-	-	未解明事案について実態解明を進めるため、各種サンプル調査等を実施します。	年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明・各種サンプル調査等の実施などを通じて、未解明事案についての実態解明を進めます。		
指標2 基礎年金番号に未統合になっている記録の統合や解明の状況		基準値	実績値					目標値
		-年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
指標2 基礎年金番号に未統合になっている記録の統合や解明の状況		-	-	日本年金機構が「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	日本年金機構が「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成23年3月時点で、平成18年6月に5,095万件あった未統合記録のうち、1,563万件が「既に統合済みの記録」、976万件が「今後、更に解明を進める記録」となりました。	日本年金機構が「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業や紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ作業を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成24年3月時点で、平成18年6月に5,095万件あった未統合記録のうち、1,631万件が「既に統合済みの記録」、		未統合記録については、紙台帳検索システムを活用した持ち主検索を進めるとともに、「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業を進めます。
	年度ごとの目標値		-	-	「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業を進めます。	「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業や紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを引き続き実施することにより、解明・統合を進めます。		

	基準値	実績値					目標値
	-年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
<p>指標3 受給者・加入者の年金記録の確認の状況</p>	—	—	<p>受給者・加入者の年金記録について、日本年金機構が「ねんきん特別便」等により確認作業を行うに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。</p>	<p>受給者・加入者の年金記録について、日本年金機構が「ねんきん特別便」等により確認作業を行うに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。年金受給者に送付した名寄せ特別便に対して「訂正なし」と回答した方及び未回答の方のうち、ご本人の記録である可能性が高い方へのフォローアップ調査を引き続き実施しました。平成23年3月末現在で、1,487市区町村において調査を行い、その結果、調査対象81,030人のうち、49,121人の電話番号や住所等が把握され、年金事務所等による確認により、21,320人の</p>	<p>受給者・加入者の年金記録について、日本年金機構が「ねんきん特別便」等により確認作業を行うに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。ねんきん特別便等の未回答者に対して、平成23年4月から送付した「ねんきん定期便」において回答の勧奨を実施しました。これまで「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」等が未送達の方のうち、住民基本台帳ネットワークにより新たな住所が判明した方について、改めて「ねんきん定</p>	<p>加入者の年金記録について、「ねんきん特別便」等の未送達者に対する再送付分の回答に係る確認作業等を行います。 ・受給者の年金記録の確認については、25年春から予定している「ねんきんネット」のユーザIDを即時に取得できる「アクセスキーのお知らせ」と合わせて、「ねんきん特別便」等の未回答者への対応として、回答の勧奨を実施します。</p>	
<p>年度ごとの目標値</p>		—	—	<p>受給者・加入者の年金記録について、「ねんきん特別便」等による確認作業を行います。</p>	<p>・受給者・加入者の年金記録について、「ねんきん特別便」等による確認作業を行います。 ・未回答者・未送達の方への対応として、「ねんきん定期便」や住民基本台帳ネットワーク等を活用して勧奨・再送付を行います。</p>		

	基準値	実績値					目標値
	-年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
<p>指標4 紙台帳検索システムによるコンピュータ記録と紙台帳等の突合せの状況</p>	—	—	日本年金機構が平成22年度中に紙台帳検索システムを構築するための準備作業を行うに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	突合せ作業は、日本年金機構との連携の下、平成22年10月より中央記録突合せセンターにおいて作業を開始した後、順次拡大し、平成23年1月からは全国29箇所を設置したすべての記録突合せセンターで作業を実施しています。	日本年金機構との連携の下、受託事業者段階において、当初の予定では約2,340万人の突合せを実施していましたが、これを上回る約2,500万人(約107%)の審査を終了しました。また、更なる効率化を図るため、平成24年度の受給者に係る突合せ拠点を見積り合わせにより選定し、費用対効果の高い拠点(受託事業者)において重点的に作	優先順位を付けたうえで効率的に実施することとし、24年度を目途に受給者の突合せを進めます。併せて、該当者への通知作成等の体制強化を行います。これまでの取組では持ち主の手がかりが得られていない「今後、更に解明を進める記録」等について、24年度を目途に紙台帳検索システムを活用した持ち主検索作業を実施します。	
年度ごとの目標値		—	—	平成22年度中に紙台帳検索システムを構築し、当該システムを用いて、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せを、優先順位をつけた上で効率的に実施し、一期4年で全件照合します。	全件照合を念頭に、年齢の高い受給者から順次突合せを行っていく。また、実施状況を検証し、必要に応じて実施方法の見直し等の対応を行います。		
	基準値	実績値					目標値
	-年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
<p>指標5 年金記録の訂正や再裁定後の年金の支給の処理状況</p>	—	—	年金記録の統合状況等に応じて、日本年金機構が再裁定の迅速な処理を行うための体制の整備を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	年金記録の統合状況等に応じて、日本年金機構が再裁定の迅速な処理を行うための体制の整備を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成23年3月末時点における再裁定の平均処理期間については、2.2か月となり、記録問題工程表の目標の2.5か月から0.3か月短縮し、未処理件数も大幅に	年金記録の統合状況等に応じて、日本年金機構が再裁定の迅速な処理を行うに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成24年3月末時点における再裁定の平均処理期間については、2.1か月となり、記録問題工程表の目標の2.5か月より0.4か月短縮して	年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備し、難易度の高い案件も含め本部への送付期間を合わせて3か月程度での処理を維持します。	
年度ごとの目標値		—	—	年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備します。	年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行います。		

	基準値	実績値					目標値
	-年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
<p>指標6 年金事務所段階での記録回復の促進等(標準報酬等の遡及訂正事案)</p>	—	—	<p>日本年金機構が一定の条件を満たす場合における年金事務所段階での記録回復を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。</p>	<p>日本年金機構が一定の条件を満たす場合における年金事務所段階での記録回復を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成23年3月末時点で、標準報酬等の遡及訂正事案に係る年金事務所における記録回復の実績(累計)は、2,921件となっており、平成21年度末時点での1,288件(平成20年12月から平成22年3月末の累計値)を上回る1,633件の記録回復を行いました。</p>	<p>日本年金機構が一定の条件を満たす場合において年金事務所段階での記録回復を進めるに当たって、連携を図るとともに必要な指導等を行いました。平成23年4月から24年3月の年金事務所段階での各種回復基準等に基づく記録回復件数は5,063件となっています。</p>		<p>各種回復基準等に基づき記録回復を進めます。</p>
<p>年度ごとの目標値</p>		—	—	<p>一定の条件を満たす場合には年金事務所段階での記録回復を進めます。</p>	<p>一定の条件を満たす場合には年金事務所段階での記録回復を進めます。</p>		

	基準値	実績値					目標値
	-年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
指標7 ねんきん定期便や「ねんきんネット」による加入者情報の提供の状況	—	—	日本年金機構において、「ねんきん定期便」の実施や、自分の年金記録を常に確認可能とする仕組みの構築を進めるに当たって、連携を図りながら、必要な指導等を行いました。	「ねんきん定期便」の送付や「ねんきんネット」のサービスの開始に当たって、日本年金機構と連携を図りながら、必要な指導等を行いました。ねんきん定期便については、すべての被保険者の方に対して誕生月に送付し、年金記録に関する情報提供を行いました。(平成22年4月から平成23年3月末までに、6,610万人に送付)「ねんきんネット」については、平成23年2月28日からサービスを開始し、被保険者や受給者の方がいつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認できるようになりました。	「ねんきん定期便」の送付や「ねんきんネット」の充実に合わせて、日本年金機構と連携を図りながら、必要な指導等を行いました。「ねんきん定期便」については、全ての被保険者の方に対して誕生月に送付し、年金記録に関する情報提供を行いました。(平成23年4月から平成24年3月末までに、約6,525万人に送付)「ねんきんネット」については、平成23年10月		ねんきん定期便について、確認していただきたいポイントをわかりやすく表示し、はがきでお送りします。24年4月から、「ねんきんネット」の利用者に対し、「ねんきん定期便」のインターネットによる通知(電子版ねんきん定期便)を開始します。
年度ごとの目標値		—	—	ねんきん定期便を実施するほか、自分の年金記録を常に確認可能とする仕組みを構築します。	ねんきん定期便を送付するほか、「ねんきんネット」の充実を図ります。		
	基準値	実績値					目標値
	-年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
指標8 厚生年金基金記録との突合せの状況	—	—	—	日本年金機構に対して、第2次審査の取扱いを通知し、第2次審査を開始するとともに、日本年金機構において、第1次審査及び第2次審査を行うに当たって、厚生年金基金等とも連携を図りながら、必要な指導等を行いました。	日本年金機構において、第1次審査及び第2次審査を行うに当たって、厚生年金基金等とも連携を図りながら、必要な指導等を行いました。平成24年3月末において3,191,176件(受付件数全体の89%)が第1次審査を終了しており、第2次審査については6,246件(受付件数全体の43%)が終了しています。		厚生年金基金等との連携を図りながら、第1次審査及び第2次審査を進めます。(第1次審査:24年10月末までに厚生年金基金から審査依頼のあったものについて、25年3月末までを目途に審査を進めます。第2次審査:厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったもののうち、基金加入員記録が適正と判断されるものについて)
年度ごとの目標値		—	—	—	厚生年金基金等との連携を図りながら、第1次審査及び第2次審査を進める。		

	基準値	実績値					目標値
	-年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
<p>指標9 基礎年金番号の重複付番の解消及び新規発生防止の状況</p>	—	—	—	<p>日本年金機構において、基礎年金番号の重複付番の解消に向けて、年3回(6月、10月、2月)機械的に氏名、性別、生年月日及び住所の4項目が一致する者を抽出するに当たって、連携を図りながら、必要な指導等を行いました。</p>	<p>日本年金機構において、氏名、性別、生年月日及び住所の4項目が一致する者を抽出し、確認のうえ重複付番を解消する作業に当たって連携を図りながら、必要な指導等を行いました。</p> <p>また、氏名、性別及び生年月日が一致する番号が既にある場合、他と区分する基礎年金番号(仮基礎年金番号)による別管理をするシステムや、3項目が一致する被保険者等のうち重複</p>		<p>・定期的に、氏名、性別、生年月日及び住所が一致する者を抽出し、確認のうえ重複付番の解消を進めます。</p> <p>・新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、氏名、性別、生年月日及び住所の確認の徹底を図り、重複付番の発生を防止し、氏名、性別及び生年月日一致する番号が既にある場合、他と区分する基礎年金番号(仮基礎年金番号)による別管理ができるようシステム</p>
<p>年度ごとの目標値</p>		—	—	—	<p>・定期的に、氏名、性別、生年月日及び住所の4項目が一致する者を抽出し、確認のうえ重複付番を解消します。</p> <p>・重複付番の新規発生防止及び既発生分の解消のためのシステム開発等の準備作業を進めます。</p>		

	基準値	実績値					目標値
	-年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
指標10 国民年金の適用の状況	—	—	20歳到達者について、日本年金機構が職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	20歳到達者について、日本年金機構が職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳到達者全員(平成22年度は121万人)について、加入手続(完全適用)を行いました。	20歳到達者について、日本年金機構が職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳到達者全員(平成23年度は122万人)について、加入手続(完全適用)を行いました。		20歳到達者について職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進します。
年度ごとの目標値		—	—	20歳到達者について職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進します。	20歳到達者について職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進します。		
	基準値	実績値					目標値
	-年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
指標11 厚生年金保険等の適用の状況	—	—	重点的加入指導等について、日本年金機構が一定の未適用事業所に対して呼出や訪問による指導を実施するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	重点的加入指導等について、日本年金機構が一定の未適用事業所に対して呼出や訪問による指導を実施するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。重点的加入指導等による適用促進対策を講じた結果、適用に至った事業所数は、平成22年度においては4,808事業所となり、平成21年度の2,567事業所を上回る実績となっております。	重点的加入指導等について、日本年金機構が一定の未適用事業所に対して呼出や訪問による指導を実施するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。重点的加入指導等による適用促進対策を講じた結果、適用に至った事業所数は、平成23年度においては6,685事業所となり、平成22年度の4,808事業所を上回る実績となっております。		重点的加入指導等各種取組について、平成24年度中に平成18年度の実績水準の回復を目指します。
年度ごとの目標値		—	—	重点的加入指導等について、できるだけ早い時期に平成18年度の実績水準(10,883事業所)の回復を目指します。	重点的加入指導等各種取組について、できるだけ早い時期に平成18年度の実績水準の回復を目指します。		

	基準値	実績値					目標値
	-年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
指標12 国民年金の納付率の状況	—	—	日本年金機構が国民年金保険料の未納期間を有する者に対する納付督促等を行うに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成21年度における国民年金の現年度納付率は60%となっております。	日本年金機構が国民年金保険料の未納期間を有する者に対する納付督促等を行うに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成22年度における国民年金の現年度納付率は、59.3%となっております。	日本年金機構が国民年金保険料の未納期間を有する者に対する納付督促等を行うに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成23年度における国民年金の現年度納付率は、●%となっております。		低下傾向に歯止めをかけ、回復させます。
年度ごとの目標値		—	—	低下傾向に歯止めをかけ、回復させます。	低下傾向に歯止めをかけ、回復させます。		
	基準値	実績値					目標値
	-年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
指標13 厚生年金保険等の徴収の状況	—	—	日本年金機構が各事業所に対する口座振替による保険料納付を促進するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成21年度における口座振替実施率(厚生年金保険)は、81.2%となっております。	日本年金機構が各事業所に対する口座振替による保険料納付を促進するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成22年度における口座振替実施率(厚生年金保険)は、81.6%となっております。	日本年金機構が各事業所に対する口座振替による保険料納付を促進するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成23年度における口座振替実施率(厚生年金保険)は、87.8%であり、また、厚生年金保険料収納率(過年度分)		厚生年金保険等の保険料収納に係る口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保します。
年度ごとの目標値		—	—	厚生年金保険等の保険料収納に係る口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保します。	厚生年金保険等の保険料収納に係る口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保します。		

	基準値	実績値					目標値
	-年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
<p>指標14 年金給付事務の所要日数の目標(「サービススタンダード」)の達成の状況</p>	—	—	<p>日本年金機構が、年金請求書を受け付けてから、迅速な年金額の決定や支払に取り組むに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。</p>	<p>日本年金機構が、年金請求書を受け付けてから、迅速な年金額の決定や支払に取り組むに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。最も代表的な給付である老齢厚生年金(加入状況の再確認を要するもの)に関する平成22年度における達成率は、89.5%であるが、障害厚生年金については、担当職員を増員し審査体制の強化に努めて未処理件数を大幅に減少させたものの、達成率が7.7%となっております。</p>	<p>日本年金機構が、年金請求書を受け付けてから、迅速な年金額の決定や支払に取り組むに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。最も代表的な給付である老齢厚生年金(加入状況の再確認を要するもの)に関する平成23年度における達成率は、97.5%である。障害厚生年金については、審査体制を維持し、審査スキルの向上に努めて未処理件数を減少させ、</p>		<p>毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定したサービススタンダードについて、平成25年度には当該達成率を90%以上とします。</p>
<p>年度ごとの目標値</p>		—	—	<p>毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定したサービススタンダードについて、平成25年度には当該達成率を90%以上とします。</p>	<p>毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定したサービススタンダードについて、平成25年度には当該達成率を90%以上とします。</p>		

	基準値	実績値					目標値
	-年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
<p style="text-align: center;">指標15 年金相談の実施状況</p>	—	—	<p>日本年金機構が待ち時間短縮のための取組を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。</p>	<p>日本年金機構が待ち時間短縮のための取組を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。1か月の待ち時間の平均が1時間以上となった年金事務所数は、平成22年度においては1か月平均4か所と昨年度の46か所から大幅に減少しました。また30分以上1時間未満の年金事務所数は、1か月平均43か所となっております。(特に、平成23年1月から3月は1か月平均42か所と、昨年度の同時期における平均103か所から大幅な減少が図られました。)</p>	<p>日本年金機構が待ち時間短縮のための取組を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。待ち時間の短縮の取組として、予約制による年金相談の実施や来訪者の相談内容に応じた相談窓口の設置、待ち時間が長い年金事務所に対する相談ブースの増設・相談要員の確保等により、1か月の待ち時間の平均が1時間以上となった年金事務所数は、1か月平均1か所と昨年度の4か所から減少し、また、30分以上1時間未満の年金事務</p>	<p>相談窓口体制の強化や年金相談の予約制の活用等の取組により、年金事務所の待ち時間の増大やコールセンターの応答率の低下を防止します。</p>	
<p style="text-align: center;">年度ごとの目標値</p>	/	—	—	<p>待ち時間短縮のための取組を進めます。</p>	<p>待ち時間短縮のための取組を進めます。</p>	/	/
	基準値	実績値					目標値
	-年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
<p style="text-align: center;">指標16 お客様の声を反映したサービス改善策の実施の状況</p>	—	—	<p>各年金事務所に「ご意見箱」を設置するなど、日本年金機構が具体的なサービス改善の取組を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。</p>	<p>各年金事務所に「ご意見箱」を設置するなど、日本年金機構が具体的なサービス改善の取組を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成22年6月と12月に年金事務所サービスコンテスト(機構のサービス向上を図ることを目的として、全国の年金事務所長から年金事務所におけるお客様サービスや年金相談の工夫などについて実践例を募り、その取組内容を評価するもの)を実施し、優秀な取組事例を全国に周知するとともに、同事例をモデル事業を通じて実施しました。</p>	<p>日本年金機構がお客様サービス改善の取組を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。お客様サービス改善の取組として、直接お客様からご意見をお聞きする取組(ご意見箱、お客様向け文書モニター会議、お客様満足度アンケート調査等)を実施しました。また、現場主導のサービス改善の取組として、サービス・業務改善コンテストを実施</p>	<p>「お客様へのお約束10か条」の実現に努めるとともに、各年金事務所に「ご意見箱」を設置し、お客様の声を収集するなど、お客様目線に立ったサービス向上の取組を進めます。</p>	
<p style="text-align: center;">年度ごとの目標値</p>	/	—	—	<p>各年金事務所に「ご意見箱」を設置するなど、具体的なサービス改善の取組を進めます。</p>	<p>各年金事務所に「ご意見箱」を設置するなど、具体的なサービス改善の取組を進めます。</p>	/	/

		基準値	実績値					目標値
		-年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	指標17 社会保険関係の主要手続に係るオンライン利用率	—	—	日本年金機構が電子申請等による届出の普及促進を図るに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	日本年金機構が電子申請等による届出の普及促進を図るに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成22年度における「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」等の主要9手続に関する電子申請利用率(磁気媒体申請を含む)は、60.6%となっております。	日本年金機構が電子申請等による届出の普及促進を図るに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成23年度における「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」等の主要9手続に関する電子申請利用率(磁気媒体申請を含む)は、60.4%となつ		「新たなオンライン利用に関する計画(H23.8.3IT戦略本部決定)」に基づき取組を推進します。
	年度ごとの目標値		—	—	平成23年度末においてオンライン利用率65%を目指します。 ※本目標は「オンライン利用拡大行動計画」(平成20年9月12日IT戦略本部決定)に基づき設定されたものですが、平成23年8月3日に「新たなオンライン利用に関する計画」が策定されたことにより、本計画は廃止されることとなりました。	「新たなオンライン利用に関する計画(H23.8.3IT戦略本部決定)」に基づき取組を推進します。		

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構年度計画 URL: http://www.nenkin.go.jp/n/www/free1/detail.jsp?id=740 ・業務実績報告書 URL: http://www.nenkin.go.jp/n/www/free1/detail.jsp?id=736 ・平成23年度行政事業レビュー 公的年金制度等の適正な運営に必要な経費 http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0771.pdf 年金記録問題対策の実施に必要な経費 http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0772.pdf 社会保険オンラインシステムの運用等に必要な経費 http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0773.pdf 社会保険オンラインシステムの見直しに必要な経費 http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0774.pdf 日本年金機構運営費交付金 http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0775.pdf 日本年金機構事業運営費交付金 http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0776.pdf
----------	--

担当部局名	年金局	作成責任者名	事業企画課長 塚本力 事業管理課長 中村博治	政策評価実施時期	
-------	-----	--------	---------------------------	----------	--

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(区-1-3))

<p>施策目標名</p>	<p>企業年金等の健全な育成を図ること(施策目標区-1-3)</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の項目を柱に実施しています。 ・企業年金制度等の健全な育成を図ること</p>						
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)</p>	<p>企業年金等(厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金)は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期における所得確保を図るための制度です。 少子高齢化が進展する現在の状況においては、国民の自主的な努力を国として支援することも非常に重要であり、国民の老後の所得保障の多様なニーズに応える企業年金等の役割は、今後益々増していくものと考えています。このため、日頃から関係者と意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、制度の健全な育成を図っていく必要があります。</p> <p>【根拠法令等】 ○厚生年金保険法第106条 ○確定給付企業年金法第1条 ○確定拠出年金法第1条 ○国民年金法第1条、第115条</p>						
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)企業年金等健全育成費(全部)[平成24年度予算額:22,947千円] ※平成22年度までは(項)企業年金等普及促進費の一部</p> <p>本施策に関連し、「退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止」を行っています。(～平成26年3月末まで)</p>						
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。</p>	<p>区分</p>	<p>20年度</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度要求額</p>
<p>予算の 状況 (千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>27,192</p>	<p>30,874</p>	<p>24,942</p>	<p>21,806</p>	<p>22,947</p>	<p>-</p>
	<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p></p>
	<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p></p>
	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>27,192</p>	<p>30,874</p>	<p>24,942</p>	<p>21,806</p>	<p>22,947</p>	<p></p>
	<p>執行額(千円、d)</p>	<p>19,564</p>	<p>14,157</p>	<p>14,615</p>	<p>15,723</p>	<p></p>	<p></p>
	<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>71.9%</p>	<p>45.9%</p>	<p>58.6%</p>	<p>72.1%</p>	<p></p>	<p></p>
<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>		<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>			
	<p>—</p>	<p>—</p>		<p>—</p>			

測定指標	指標1 企業年金等の加入者数	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	23年度
		—	1,419万人	1,517万人	1,612万人	1,726万人		1,790万人
	年度ごとの目標値		—	1,539万人	1,667万人	1,790万人		
	指標2 制度改善に係る企画立案状況		施策の進捗状況(実績)				目標値	
			21年度	22年度	23年度	24年度	—	
			年金確保 支援法案 の提出	退職年金 等積立金 に対する 法人税の 課税の停 止措置の 適用期限 延長(平 成23年度 税制改 正)	年金確保支援法の 成立 事業主が存在しない等 の理由によって企業年 金等に移行できない適 格退職年金に関する税 制優遇措置の継続(平 成24年度税制改正)		必要な制 度改正	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—		
	【参考】指標3	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		確定給付 企業年金 の加入者 数	570万人	647万人	727万人	801万人		—
		確定拠出 年金の加 入者数	321万人	352万人	384万人	436万人		—
		厚生年金 基金の加 入員数	466万人	460万人	447万人	437万人		—
		国民年金 基金の加 入員数	61万人	58万人	55万人	52万人		—
		確定給付 企業年金 の規約件 数	5,008件	7,405件	10,053件	14,991件		—
		企業型確 定拠出年 金の規約 件数	3,043件	3,301件	3,705件	4,135件		—

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・企業年金等の制度概要 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kigyounenkin.html ・厚生年金基金の財政状況等 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/dl/01.pdf ・確定拠出年金の加入者数及び規約数 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/sekou.html ・確定給付企業年金の加入者数(信託協会・生保協会・JA共済連) URL: http://www.jakyosai.or.jp/about/press_nendo/2011/20110525/files/20110525.pdf ・国民年金基金の加入員数 URL: http://www.npfa.or.jp/jigyoyou/index.html ・平成23年度行政事業レビュー 企業年金等の健全な育成に必要な経費 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0476.pdf
----------	---

担当部局名	年金局	作成責任者名	企業年金国民年金基金 課長 渡辺由美子	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-----	--------	------------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(区-1-4))

<p>施策目標名</p>	<p>企業年金等の適正な運営を図ること(施策目標区-1-4)</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の項目を柱に実施しています。 ・企業年金制度等の適正な運営を図ること</p>						
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)</p>	<p>【企業年金等の未請求者対策】 企業年金等(厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金)は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期における所得確保を図るための制度です。 事業主や従業員の自主的な努力に基づき、老後の所得確保を図る企業年金等については、給付が確実かつ適切に行われることが非常に重要です。 しかしながら、年金支給開始年齢に達する前に企業を退職し、厚生年金基金等を脱退した方が、当該年齢までの間に転居されたため住所を把握できなくなり、年金裁定請求書を送付することができない等の理由により、年金の受給要件を満たしているにもかかわらず給付の申請を行っていない方(未請求者)が多数存在している状況です。 各企業年金等において未請求者の解消に向けた様々な取組を行っているところですが、厚生労働省としても、企業年金等において、確実に年金給付が行われ、適正な運営が行われるよう、引き続き環境整備、必要な指導を行っていく必要があります。</p> <p>【国民年金基金における給付費負担金】 国民年金基金は、国民年金の付加年金相当分をその給付の中に含んでいるため、付加年金と同様に給付の一部(4分の1)を国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第34条第4項に基づき国が負担しています。</p> <p>【根拠法令等】 ○厚生年金保険法第106条 ○確定給付企業年金法第1条 ○確定拠出年金法第1条 ○国民年金法第1条、第115条</p>						
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)企業年金等適正運営費(全部) [平成24年度予算額:1,596,258千円] ※平成22年度までは(項)企業年金等普及促進費(一部)</p>						
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</p>	<p>区分</p>	<p>20年度</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度要求額</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>2,459,937</p>	<p>2,579,054</p>	<p>1,505,821</p>	<p>1,407,515</p>	<p>1,596,258</p>	<p>-</p>
	<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p></p>
	<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p></p>
	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>2,459,937</p>	<p>2,579,054</p>	<p>1,505,821</p>	<p>1,407,515</p>	<p>1,596,258</p>	<p></p>
	<p>執行額(千円、d)</p>	<p>2,440,935</p>	<p>2,550,729</p>	<p>1,446,666</p>	<p>1,401,739</p>	<p></p>	<p></p>
	<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>99.2%</p>	<p>98.9%</p>	<p>96.1%</p>	<p>99.6%</p>	<p></p>	<p></p>
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>		<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>			
	<p>—</p>	<p>—</p>		<p>—</p>			

測定指標	指標1 受給権者に占める未請求者の割合	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		—	19.4%	17.5%	15.6%	—		前年度以下
	年度ごとの目標値		21.9%	19.4%	17.5%	15.6%		
【参考】指標2		—	実績値					—
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
	企業年金連合会における未請求者数	143万人	144万人	142万人	—		—	
	厚生年金基金における未請求者数	14.6万人	14.3万人	13.6万人	—		—	
	国民年金基金連合会における未請求者数	2,354人	1,966人	1,863人	—		—	
	国民年金基金における未請求者数	5,317人	4,835人	4,308人	—		—	

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・企業年金等の制度概要 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kigyounenkin.html ・企業年金連合会における未請求者数(平成23年9月29日公表)(企業年金連合会HP) URL: http://www.pfa.or.jp/gaiyo/hokoku/files/press_20110929.pdf ・厚生年金基金における未請求者数(平成22年12月21日公表) URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000z9ha-img/2r9852000000z9ir.pdf ・国民年金基金・国民年金基金連合会の未請求者数(平成23年11月8日公表)(国民年金基金・国民年金基金連合会HP) URL: http://www.npfa.or.jp/shiryu2011.pdf ・平成23年度行政事業レビュー 国民年金基金等給付費負担金、厚生年金基金等未納掛金等交付金 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0477.pdf 企業年金連合会等への事務費補助 http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0478.pdf 国民年金基金連合会への事務費補助 http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0479.pdf 				
----------	--	--	--	--	--

担当部局名	年金局	作成責任者名	企業年金国民年金基金課長 渡辺由美子	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-----	--------	--------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(区-3-1))

施策目標名	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(施策目標区-3-1)							
施策の概要	本施策は、効率的な介護予防・健康づくりの推進及び高齢者の社会参加・生きがいづくりのための活動の支援のために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としています(平成12年4月に介護保険法施行)。</p> <p>また、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するため、平成18年度より地域支援事業を実施しています。</p> <p>さらに、24年度より、要支援者・2次予防事業対象者向けの「介護予防・日常生活支援総合事業」を創設し、利用者の意向や状態像に応じて、介護予防、生活支援など、市町村が主体となって総合的で多様なサービスが提供できることとなりました。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)高齢者日常生活支援等推進費(一部) [平成24年度予算額: 70,035,695千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	74,788,734	74,553,358	76,070,921	69,937,891	70,035,695	
		補正予算(b)	-4,418,120	-4,125,000	-5,707,994	-2,000,000	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	44,857	0	
		合計(a+b+c)	70,370,614	70,428,358	70,362,927	67,982,748	70,035,695	
	執行額(千円、d)	65,607,971	66,083,572	67,375,471	67,161,510			
	執行率(%、d/(a+b+c))	93%	94%	96%	99%			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1: 二次予防事業参加者の状態の改善率	基準値	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
			42.40%	46.30%	43.32%	集計中		前年度以上
	年度ごとの目標値		—	前年度以上	前年度以上	前年度以上		
	指標2: 老人クラブ(連合会)活動実績事業数	基準値	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
			119,564	117,065	109,818	集計中		前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上		
	指標3		施策の進捗状況(実績)					目標
【参考】指標4		実績値						
		—	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	
		—					—	

参考・関連資料等	<p>○関連法令(厚生労働省法令等データベースサービス) URL:http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/</p> <p>○関連事業の行政事業レビューシート</p> <p>URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0480.pdf</p> <p>URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0481.pdf</p> <p>URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0482.pdf</p> <p>URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0483.pdf</p> <p>URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0484.pdf</p> <p>URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0485.pdf</p> <p>URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0486.pdf</p> <p>URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0488.pdf</p> <p>○各データ根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、介護予防事業報告による(老健局老人保健課調べ)。 ・指標2は、福祉行政報告例による。
----------	--

担当部局名	老健局	作成責任者名	総務課長 福本浩樹	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-----	--------	-----------	----------	---------

(担当課室)

指標1:老人保健課、指標2:振興課

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(X-1-1))

<p>施策目標名</p>	<p>国際機関の活動へ参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること(施策目標X-1-1)</p>							
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の①～③のために実施しています。 ①国際労働機関が行うディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現のための事業等に対して協力すること ②世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること ③経済協力開発機構が行う研究・分析事業に対して協力すること</p>							
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>【アジア太平洋地域技能就業能力計画】 アジア太平洋地域技能就業能力計画に対して、拠出金の拠出を行うことにより、本計画の設立目的である「アジア太平洋地域における職業訓練に関する専門的知識、経験、資材・施設等を相互に活用した職業訓練分野での技術協力を推進することによって、これら諸国の職業訓練及び技能の水準の向上、雇用の拡大ひいては経済・社会開発を促進すること」を達成します。(厚生労働省設置法第4条第109号)</p> <p>【国際労働機関拠出金事業】 国際労働機関(ILO)を通じ、東南アジア各国における雇用、労働問題の解決を助け、ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現を図ることを目的としています。(国際労働機関(ILO)憲章第13号)</p> <p>【世界保健機関等拠出金事業】 世界保健機関(WHO)や国際合同エイズ計画(UNAIDS)を通じ、感染症対策やエイズ対策などの国際保健分野における諸課題への取組を強化することを目的としています。(世界保健機関憲章第57条(WHO)、国際連合経済社会理事会決議1994/24第12条(UNAIDS))</p> <p>【経済協力開発機構拠出金事業】 経済協力開発機構による世界経済の主要国の雇用労働・社会問題・保健医療分野の様々な課題に関する多角的・総合的な研究・分析を通じて、日本の雇用労働・社会保障政策等の改善を図ることを目的としています。(OECD予算規則第20条第1項)</p>							
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)国際機関活動推進費 [平成24年度予算額: 6,321,405千円] 国際分担金等の支払に必要な経費(一部) 経済協力に係る国際分担金等の支払に必要な経費(一部)</p>							
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</p>	<p>区分</p>	<p>20年度</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度要求額</p>	
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>1,819,999</p>	<p>2,016,885</p>	<p>1,567,358</p>	<p>1,777,840</p>	<p>1,607,539</p>	<p>精査中</p>	
<p></p>	<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p></p>	
<p></p>	<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p></p>	
<p></p>	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>1,819,999</p>	<p>2,016,885</p>	<p>1,567,358</p>	<p>1,777,840</p>	<p>1,607,539</p>	<p></p>	
<p></p>	<p>執行額(千円、d)</p>	<p>1,672,568</p>	<p>2,016,885</p>	<p>1,567,358</p>	<p>1,777,840</p>	<p></p>	<p></p>	
<p></p>	<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>92%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p></p>	<p></p>	
<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>		<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>				
<p></p>	<p>-</p>	<p>-</p>		<p>-</p>				
<p>測定指標</p>	<p>指標1 アジア太平洋地域技能就業能力計画のワークショップ参加者が自分の所属機関等においてワークショップの成果を政策や事業等何らかの形で活用した割合</p>	<p>基準値</p>	<p>実績値</p>				<p>目標値</p>	
<p></p>	<p></p>	<p>—</p>	<p>20年度</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>
<p></p>	<p></p>	<p>—</p>	<p>88%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p></p>	<p>90%</p>
<p></p>	<p>年度ごとの目標値</p>	<p></p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p></p>	<p></p>

指標2 プロジェクト(国際労働機関が行うディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現のための各種事業)毎に設定されている計画(immediate objective)の達成状況	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	—	100%	100%	100%	集計中		80%
	年度ごとの目標値		80%	80%	80%	80%	
指標3 主な流行性疾患への備えと対応のために、国家準備計画と標準的作業手段が設置された国の数	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	—	—	139カ国	141カ国	158カ国		185カ国
	年度ごとの目標値		—	135カ国	155カ国	165カ国	
指標4 国連合同エイズ計画(UNAIDS)による支援を受け、エイズ治療とケアサービスを拡大した国の数(平成23年の国連総会等において関係戦略が見直されたため、同年分については同一指標についての報告は困難。なお、平成24年以降使用する指標について、本年中に定められるUNAIDSの新指標に係る数字を使用する予定)	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	—		71カ国	78カ国	—		
	年度ごとの目標値		—	—	—		
指標5 OECD事業実施報告における厚生労働省が拠出した事業の質に対する各国評価平均	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	—	4.02	3.74	3.74	平成25年実施予定		3.00
	年度ごとの目標値		3.00	3.00	3.00	3.00	

参考・関連資料等	○指標1について ・アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)ワークショップの参加者の所属機関(各国能力開発行政機関)による評価結果(ワークショップで得られた知識・スキルを新しい制度の導入、既存の制度の運営等に活用できたか) ・関連事業の行政レビューシート http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0508.pdf
	○指標2について 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0505.pdf
	○指標3について WHOの2010-2011計画予算及び性能評価報告書等 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0502.pdf
	○指標4について UNAIDS活動モニタリング報告書2010 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0502.pdf
	○指標5について ・OECD事業実施報告(PIR, Programme Implementation Reporting) OECD加盟国がOECDの事業の「質」(Quality)を1～5の5段階で評価した調査報告。2年おきに実施され、平成24年分は、平成25年に実施する予定。 ・OECDの事業年(暦年)と当省予算年度の関係:OECDの事業に対しては、その前年度の当省予算から拠出(OECDの平成24年(暦年)事業については、当省平成23年度予算から拠出)。 ・関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0504.pdf

担当部局名	大臣官房国際課	作成責任者名	国際課長 藤井 康弘	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	---------	--------	------------	----------	---------

(注)「アジア太平洋地域技能就業能力計画」については、職業能力開発局海外協力課長 福澤 義行

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(X-1-2))

<p>施策目標名</p>	<p>二国間等の国際協力を推進し、連携を強化すること(施策目標X-1-2)</p>							
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は開発途上国の人材養成事業等に対して協力するために実施しています。</p>							
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)</p>	<p>【開発途上国福祉専門家養成等事業】 ○諸外国の保健、衛生及び社会福祉の充実については、政府開発援助(ODA)大綱および国連ミレニアム開発目標(MDGs)でも主要目標の一つに取り上げられています。</p> <p>○厚生労働省では、1996年に開催されたりオンサミットで日本が提唱した「世界福祉構想」を受け、東アジアを中心とする地域協力を推進すべく、1997年から2002年まで東アジア社会保障担当大臣閣僚会合を開催し、社会保障分野での協力関係を図ってきました。その実績を踏まえ、日本の経験を伝えることを通じて国際社会に貢献する観点から、特にASEAN地域に焦点を当て、社会福祉および保健医療の分野での緊密な関係を更に発展させ、また、当該分野での人材養成を強化するために、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催しています。本会合は、2004年から開催されている、ASEAN+3(日・中・韓)保健大臣会合及び社会福祉大臣会合を支える事業としても位置付けられています。</p> <p>○また、MDGsの達成に向けた水供給分野の国際協力における開発効果の向上のため、日本の水道事業者及び厚生労働省が持つノウハウを活用し、水道分野の協力方針の検討を行うとともに、水道プロジェクト計画作成指導事業を通じ、開発途上国における水道分野の技術面・人材面・財政面等の課題について調査・検討を行い、熟度の高い計画となるよう当該国に対し助言・指導を実施しています。</p> <p>【技能実習制度推進事業】 ○技能実習生の保護の強化を図るため、「出入国管理及び難民認定法」が平成21年7月に改正されました。(平成22年7月1日施行)。</p> <p>○技能実習制度推進事業運営基本方針に基づいて、推進事業実施機関からの報告及び外国人雇用状況の届出により、技能実習生の実態を把握するとともに、監理団体及び実習実施機関に対し、雇用管理の改善、労働条件及び安全・健康の確保等を図るため、必要な指導、支援等を行っています。</p>							
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)国際協力費:国際協力の推進に必要な経費(一部)[平成24年度予算額:234,726千円] (項)若年者等職業能力開発支援費:若年者等に対する職業能力開発の支援に必要な経費(一部)[平成24年度予算額:201,712千円]</p>							
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。</p>	<p>区分</p>	<p>20年度</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度要求額</p>	
	<p>予算の 状況 (千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>587,749</p>	<p>551,166</p>	<p>450,294</p>	<p>417,537</p>	<p>417,549</p>	
	<p>補正予算(b)</p>	<p>-534</p>	<p>-635</p>	<p>-2,566</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	
	<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	
	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>587,215</p>	<p>550,531</p>	<p>447,728</p>	<p>417,537</p>	<p>417,549</p>	<p>417,549</p>	
	<p>執行額(千円、d)</p>	<p>532,962</p>	<p>519,421</p>	<p>442,897</p>	<p>411,198</p>			
	<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>91%</p>	<p>94%</p>	<p>99%</p>	<p>98%</p>			
<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p> <p>【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】第174回国会における内閣総理大臣所信表明演説(菅総理)</p>	<p>年月日</p> <p>【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】平成22年6月11日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p> <p>【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】急速な成長を続けるアジアの多くの地域における少子化・高齢化等の課題を解決するモデルを、世界に先駆けて提示することでアジア市場の新たな需要に応える旨を表明。</p>					

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	アンケート評価の平均値 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	4.4	4.2	4.6	4.3		4.0/5点中
	年度ごとの目標値		4.1/5点中	4.4/5点中	4.2/5点中	4.6/5点中		
	指標2	基準値	実績値					目標値
技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度	
	-	91%	88%	92%	76%		80%	
年度ごとの目標値								
指標3	基準値	実績値					目標値	
会合の提言に基づき取組みが行われた国の割合	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度	
	-						100%	
年度ごとの目標値								
指標4	基準値	実績値					目標値	
技能実習生受け入れ企業・団体に対する巡回指導件数	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度	
	-	11,170件	10,953件	11,504件	11,280件		11,000件	
年度ごとの目標値		10,000件	10,000件	11,879件	10,843件			

参考・関連資料等	<p>○指標1について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府開発援助(O DA)大綱 URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou/pdfs/taiko.pdf ・国連ミレニアム開発目標(MDGs) URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html ・リヨンサミット(1996年6月27~29日開催) URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/lyon/index.html ・世界福祉構想 URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/04_hakusho/ODA2004/html/chu/hc02054.htm ・厚生労働分野における新成長戦略 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000077m9.html ・ハイレベル会合結果概要 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/asean/2011/kekka.html ・関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0509.pdf
	<p>○指標2について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入国及び難民認定法 URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26SE319.html ・技能実習制度運営基本方針 URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/kouji/K120509M0010.pdf ・行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0817.pdf

担当部局名	大臣官房国際課	作成責任者名	国際課長 藤井 康弘	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	---------	--------	------------	----------	---------

(注)「技能実習制度推進事業」については、職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長 森戸 和美

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(X I - 1 - 1))

<p>施策目標名</p>	<p>国立試験研究機関の適切かつ効果的な運営を確保すること(施策目標X I - 1 - 1)</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の柱に実施しています。 ・国立医薬品食品衛生研究所の適切かつ効果的な運営を確保すること ・国立保健医療科学院の適切かつ効果的な運営を確保すること ・国立社会保障・人口問題研究所の適切かつ効果的な運営を確保すること ・国立感染症研究所の適切かつ効果的な運営を確保すること</p>						
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)</p>	<p>○ 国立試験研究機関は、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)により設置された、国立の研究機関です。 (1) 国立医薬品食品衛生研究所 ○目的: 医薬品・医療機器、食品、食品添加物及び化学物質等について、品質・安全性及び・有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行い、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。 ○事業: 医薬品・医療機器分野、食品分野、安全性・生活関連・情報分野における、品質・有効性・安全性、健康被害の防止等の観点から研究・試験、検査及び評価、分析法の確立、情報提供等 (2) 国立保健医療科学院 ○目的: 国及び地方公共団体等において保健医療、生活衛生及び社会福祉等の業務に関連する人に対し、専門的な教育を行い、保健医療等の向上及び改善を図ること。これらの調査及び研究を行うこと。 ○事業: 保健医療、生活衛生、社会福祉施策を運営するための専門技術等について業務に携わる自治体職員等に対する研修及びこれらに関わる各種政策課題への対応や改善の科学的根拠等を示すための研究等 (3) 国立社会保障・人口問題研究所 ○目的: 人口研究、社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の間の関連について調査研究を行い、社会保障に関連する政策の立案、評価に資するとともに、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。 ○事業: 国の社会保障制度をはじめとする各種施策立案の基礎資料として、将来人口推計や社会保障給付費の推移等の公表及び人口・社会保障に関する研究を実施。 (4) 国立感染症研究所 ○目的: 感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験検査研究を行い、研究成果等を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。 ○事業: 感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験研究、生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤及び殺鼠剤の生物学的検査等 ○これらの研究所で行う研究を始めとした、厚生労働省の科学研究が、適切かつ効果的に行われるために、厚生労働省では「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成22年11月11日改定)を策定し、科学研究を適切に評価する仕組みを設けています。同指針に基づき、各試験研究機関では、3年に1度、それぞれの機関の研究開発成果について、外部の有識者による評価を行っています。</p>						
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 厚生労働本省試験研究所試験研究費 国立医薬品食品衛生研究所の試験研究に必要な経費(全部)[平成24年度予算額: 3, 195百万円] 国立保健医療科学院の養成訓練及び試験研究に必要な経費(全部)[平成24年度予算額: 1, 638百万円] 国立社会保障・人口問題研究所の試験研究に必要な経費(全部)[平成24年度予算額: 854百万円] 国立感染症研究所の試験研究に必要な経費(全部)[平成24年度予算額: 5, 991百万円]</p>						
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</p>	<p>区分</p>	<p>20年度</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度要求額</p>
<p>予算の状況 (千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>4,101,194</p>	<p>4,147,582</p>	<p>3,926,972</p>	<p>3,634,322</p>	<p>確認中</p>	<p></p>
<p></p>	<p>補正予算(b)</p>	<p>451,945</p>	<p>-24,676</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>—</p>	<p></p>
<p></p>	<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>-2,139</p>	<p>2,139</p>	<p>—</p>	<p></p>
<p></p>	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>4,553,139</p>	<p>4,122,906</p>	<p>3,924,833</p>	<p>3,636,461</p>	<p>—</p>	<p></p>
<p></p>	<p>執行額(千円、d)</p>	<p>4,519,739</p>	<p>4,097,599</p>	<p>3,856,891</p>	<p>集計中</p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>99.3</p>	<p>99.4</p>	<p>98.3</p>	<p>—</p>	<p></p>	<p></p>
<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>		<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>			

測定指標	指標1:国立医薬品食品衛生研究所における機関評価(3年に1度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	基準値	実績値					目標値
		平均3.5点以上	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平均3.5点以上
		3年間	—	3.9	—	—	/	
		年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/
	指標2:国立保健医療科学院における機関評価(3年に1度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	基準値	実績値					目標値
		平均3.5点以上	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平均3.5点以上
		3年間	3.4	—	—	集計中	/	
		年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/
	指標3:国立社会保障・人口問題研究所における機関評価(3年に1度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	基準値	実績値					目標値
		平均3.5点以上	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平均3.5点以上
		3年間	—	—	4.0	—	/	
		年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/
指標4:国立感染症研究所における機関評価(3年に1度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	基準値	実績値					目標値	
	平均3.5点以上	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平均3.5点以上	
	3年間	—	—	4.3	—	/		
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/	

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ○国立医薬品食品衛生研究所における機関評価(http://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kokai.html) ○国立保健医療科学院における機関評価(http://www.niph.go.jp/information/kikanhyouka.html) ○国立社会保障・人口問題研究所における機関評価(http://www.ipss.go.jp/pr-ad/j/hyouka/kekka.html) ○国立感染症研究所における機関評価(http://www.nih.go.jp/niid/ja/disclosure/149-information.html) ○平成23年行政事業レビューシート「国立医薬品食品衛生研究所基盤的研究費」(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0528.pdf) ○平成23年行政事業レビューシート「国立保健医療科学院共通経費」(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0542.pdf) ○平成23年行政事業レビューシート「国立社会保障・人口問題研究所基盤的研究経費」(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0550.pdf) ○平成23年行政事業レビューシート「国立感染症研究所基盤的研究経費」(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0562.pdf)
----------	--

担当部局名	大臣官房厚生科学課	作成責任者名	厚生科学課長 塚原太郎	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-----------	--------	-------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(X I - 2 - 1))

施策目標名	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること(施策目標X I - 2 - 1)							
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施しています。 ・研究評価体制を整備すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	厚生労働科学研究では、厚生労働行政施策の適切妥当な科学的根拠の形成に資する幅広い研究を実施しているところです。近年は特に、健康安心の推進、健康安全の確保及び先端医療の実現に資する研究を推進しており、具体的な事例として、がんの革新的予防・診断・治療法の開発に関する研究や、生活習慣病対策、難病対策、肝炎対策等の推進に関する研究を実施しているところです。したがって、厚生労働省が実施する重要な施策の展開のため、厚生労働科学研究の適切かつ効率的な実施を確保することが必要です。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)厚生労働科学研究費:厚生労働科学研究に必要な経費(一部)[平成24年度予算額:800万円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	53,118	46,262	44,893	53,502	56,621	
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	53,118	46,262	44,893	53,502	56,621	
	執行額(千円、d)		44,038	40,171	40,424	45,092		
執行率(%、d/(a+b+c))		82.9	86.8	90.0	84.3			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
測定指標	研究評価委員会の開催件数	基準値	実績値					目標値
		毎年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
	研究事業毎に年1回以上	78	72	63	68		研究事業毎に年1回以上/毎年度	
年度ごとの目標値			研究事業毎に年1回以上評価委員会を開催					
参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ○第4期科学技術計画(http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/4honbun.pdf) ○国の研究開発評価に関する大綱的指針(http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/4honbun.pdf) ○平成23年行政事業レビューシート「研究評価推進事業費」(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0517.pdf) 							
担当部局名	大臣官房厚生科学課	作成責任者名	厚生科学課長 塚原太郎		政策評価実施時期	平成24年6月		